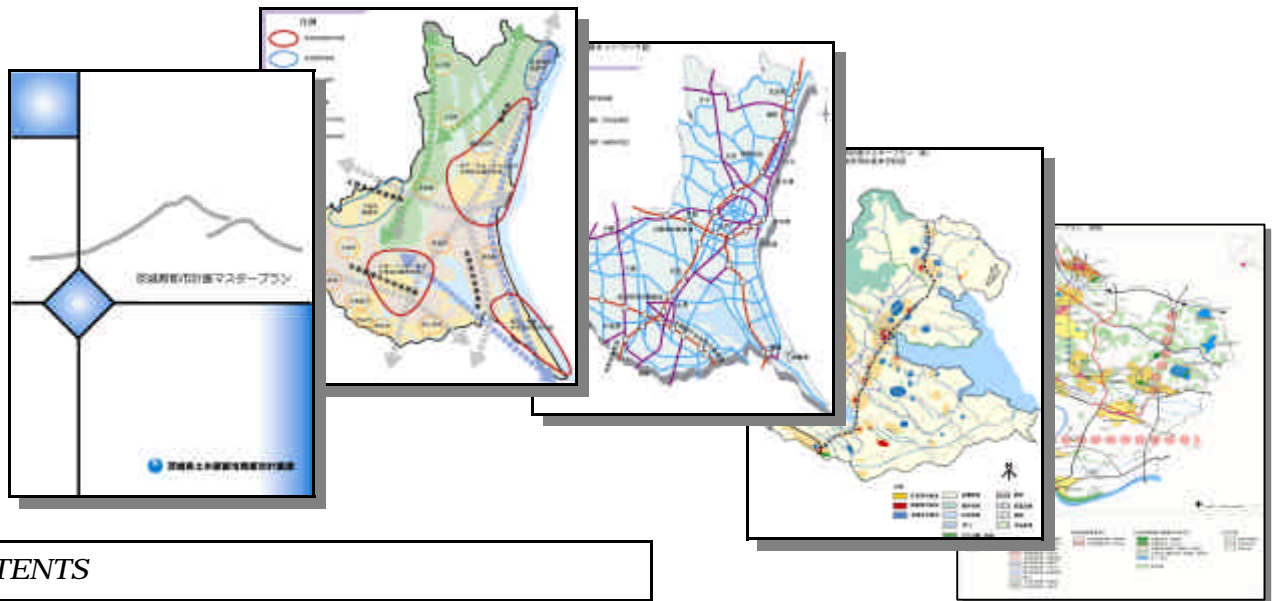




つどえ～る！

特集

茨城県都市計画マスタープラン



CONTENTS

< 特集 > 茨城県都市計画マスタープラン	2 - 3
< 市町村探訪 > 緑豊かなまちづくり条例 (八郷町)	4-5
< まちづくり団体の取り組み > ～こんなことやってます～ 地域との共生 まちづくりネットワーク(古河市)	6-7
< 街角レポート > 取手市 結城市	8- 9
< 情報スクラップ >	10-15
< お知らせコーナー > 違反広告物除却のボランティア募集	16

都市計画は長期的な見通しをもって定められる必要があり、あらかじめ長期的な視点に立った都市の将来都市像を明確にし、その実現に向けての基本的な方針を明らかにする役割を担うマスタープランは、都市計画に極めて重要なものといえます。

茨城県では、この度、県全体の都市の望ましい将来像やその実現に向けた土地利用、都市施設整備、市街地開発、自然的環境の整備又は保全に関する基本方針をまとめた「茨城県都市計画マスタープラン」を策定しましたので、ご紹介します。



特集 茨城県都市計画マスタープラン

はじめに

近年の都市をめぐる社会経済状況は、少子高齢化の進行や産業構造の転換、地球環境問題の顕在化など大きく変化しています。

こうした時代の変化に対応するため、平成12年に都市計画法が改正され、平成16年5月までに、全ての都市計画区域¹⁾ごとに都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を策定することが義務づけられました。

茨城県都市計画マスタープランは、これら都市計画区域マスタープランの策定に先立ち、本県のこれからの都市づくりの基本方針を定めるもので、都市計画区域マスタープランの指針となるものです。

茨城県都市計画マスタープランは、学識経験者を交えた県庁関係23課から成る「まちづくり推進協議会」を中心に、市町村との協議や県民意見募集を実施し、取りまとめたものです。

目指すべき将来都市像

県長期総合計画で示された「いばらきづくりの方向」を踏まえ、概ね20年後（平成32年）の将来都市像を定めるとともに、これが実現した県土の姿を「元気あふれる住みよい県土 - いばらき - 」と定めています。

概要

7つの章から成り、内容は次のとおりです。

序 章：茨城県都市計画マスタープランの目的と役割

- ・目的と役割，策定体制，目標年次（都市計画に関する基本方針については概ね10年後（平成22年））についてまとめています。

第1章：明日のいばらきづくりに向けて

- ・本県の地形と自然，都市化の推移，人口及び産業の動向，都市計画区域の指定状況や区域区分の状況，時代の潮流（本格的な少子・高齢社会の到来など），土地利用や都市施設など都市づくりの課題等についてまとめています。

第2章：いばらきの将来像

- ・都市づくりの基本理念，目指すべき将来都市像（人にやさしく安心して暮らせる都市など），将来都市構造（広域的な交流ネットワーク，水と緑のネットワーク，都市地域等）などについてまとめています。

第3章：土地利用の基本方針

- ・線引き制度²⁾について、現在、線引きを行っている都市は、原則として線引きを継続すること、線引きを行っていない都市についても必要に応じて線引きの適用を検討することとしています。また新たな市街地の拡大について、慎重に検討するとともに、いわゆる逆線引き³⁾についても検討することとしています。
- ・市街地については、バリアフリーのまちづくりや防犯環境の整備を進め、誰もが安全で快適に暮らせる市街地の形成を図るとともに、工業団地については、産業構造の変化に対応した土地利用を図ることとしています
- ・市街地外については、既存集落の生活利便性の向上や活力の維持のため、地区計画制度⁴⁾など

総合計画5つの創造

安心の創造
環境の創造
人と文化の創造
産業の創造

目指すべき将来都市像

人にやさしく安心して暮らせる都市
環境と共生する都市
地域文化を生かした住民参加の都市
活力ある産業を創造する都市

県土の姿

元気あふれる
住みよい県土
- いばらき -



を活用し、適正な土地利用を図ることとしています。

第 4 章：都市施設整備に関する基本方針

- ・陸・海・空が一体となった広域交通ネットワークの整備を引き続き進め、また、交通バリアフリー化などを進めることとしています。
- ・下水道、河川の整備を引き続き進め、また必要に応じて廃棄物処理施設などの整備を進めることとしています。

第 5 章：市街地開発に関する基本方針

- ・既成市街地などにおける利便性の向上を図るため、市街地再開発事業などにより、都市機能の更新を図ることとしています。
- ・つくばエクスプレス沿線開発や十万原新住宅市街地開発事業などを推進することとしています。

第 6 章：自然的環境の整備又は保全に関する基本方針

- ・豊かな自然が果たす役割（環境保全、レクリエーション、景観形成等）から、本県の山林や河川、湖沼等について、関係機関と連携しながら、その保全に努めることとしています。
- ・市街地やその周辺に残された平地林・斜面林についても保全を図ることとしています。
- ・公園や緑地について整備を進めるとともに、自然環境を活用した、潤いのある都市景観の形成を図ることとしています。

最後に

今後、茨城県都市計画マスタープランを踏まえて、隣接・近接する都市計画区域を相互に連携させる観点から、県央・県北、鹿行、県南、県西のブロックごとの広域都市計画ブロックマスタープランを策定し、その後、平成16年5月までに都市計画区域ごとに都市計画区域マスタープランを策定します。

（課員 M.N）

（用語解説）

- 1)都市計画区域：都市計画法に基づき、市又は一定規模以上の町村において、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として、県が指定する区域。
- 2)線引き制度：都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分すること（「区域区分」ともいう）。
- 3)逆線引き：市街化区域の一部を市街化調整区域に編入すること。
- 4)地区計画制度：建築物の形態や公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するための計画を定める制度。

茨城県の都市計画に関するマスタープランの構成

